

周南市高水ふれあいセンター条例の一部を改正する条例制定について

周南市高水ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月30日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市高水ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

周南市高水ふれあいセンター条例（平成15年周南市条例第100号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「高水ふれあいセンター本館及び入浴館」を「本館及び団体活動館」に改める。

第4条中「高水ふれあいセンター」を「本館」に改め、同条後段を次のように改める。

許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

第4条ただし書を削る。

第5条第1項中「前条の許可」の次に「（以下「使用許可」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、前項各号のいずれかに該当するときは、団体活動館の使用を制限することができる。

第6条中「使用の許可」を「使用許可」に改める。

第7条中「許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、高水ふれあいセンターを使用する権利」を「使用許可を受けた者は、その権利」に改める。

第8条中「使用者」を「使用許可を受けた者」に、「使用の許可」を「使用許可」に改める。

第9条第1項中「第4条の許可を受けた者で、高水ふれあいセンター本館の利用者は」を「使用許可を受けた者は、」に改め、同条第2項を削る。

第10条ただし書を次のように改める。

ただし、カラオケ設備に係る使用料はこの限りでない。

第11条第1号中「使用者」を「使用許可を受けた者」に改める。

第12条中「使用者は、高水ふれあいセンター本館の使用を」を「高水ふれあいセンターを使用する者は、その使用が」に改める。

第13条中「使用者」を「高水ふれあいセンターを使用する者」に改める。

別表第3を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(回数券の払戻し)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の周南市高水ふれあいセンター条例別表第3に規定する回数券を保有する者から、当該回数券と引換えに払戻しの請求があったときは、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間に限り、同表に掲げる回数券の金額の区分に応じ、それぞれ当該金額を12で除して得た額に、当該回数券の未使用の枚数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数は1円とする。）を払い戻すものとする。

(参 考)

周南市高水ふれあいセンター条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(名称、位置及び施設)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 高水ふれあいセンターの施設は、<u>高水ふれあいセンター本館及び入浴館</u>で構成する。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第4条 <u>高水ふれあいセンター</u>を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。<u>また、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、入浴館の使用については、入浴利用券を購入した時点においてその使用を許可したものとする。</u></p> <p>(使用の制限)</p> <p>第5条 市長は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しない。ただし、第5号の場合において、市長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>2 <u>入浴館の使用許可を受けようとする者は、前項第5号を除く前項に掲げるもののほか次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないものとする。</u></p> <p>(1) <u>感染症の疾病があると認められる者</u></p> <p>(2) <u>介護を必要とする者で、付添介護人がいない者</u></p>	<p>(名称、位置及び施設)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 高水ふれあいセンターの施設は、<u>本館及び団体活動館</u>で構成する。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第4条 <u>本館</u>を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。<u>許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>(使用の制限)</p> <p>第5条 市長は、前条の許可<u>(以下「使用許可」という。)</u>を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しない。ただし、第5号の場合において、市長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>2 <u>市長は、前項各号のいずれかに該当するときは、団体活動館の使用を制限することができる。</u></p>

現行	改正案
<p>(使用の許可条件)</p> <p>第6条 市長は、高水ふれあいセンターの管理運営上必要があると認めるときは、<u>使用の許可</u>に必要な条件を付することができる。</p> <p>(権利譲渡等の禁止)</p> <p>第7条 <u>許可を受けた者</u>（以下「使用者」という。）は、<u>高水ふれあいセンターを使用する権利</u>を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は許可した目的以外に使用してはならない。</p> <p>(許可の取消し)</p> <p>第8条 市長は、<u>使用者</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>使用の許可</u>を取り消すことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不正な行為により<u>使用の許可</u>を受けたとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 <u>第4条の許可を受けた者</u>で、<u>高水ふれあいセンター本館の使用者</u>は別表第1及び別表第2に定めるところにより、使用料の合計金額を納付しなければならない。この場合において、使用料の合計金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>2 <u>入浴館の使用者</u>は、別表第3に定める使用料を納付しなけ</p>	<p>(使用の許可条件)</p> <p>第6条 市長は、高水ふれあいセンターの管理運営上必要があると認めるときは、<u>使用許可</u>に必要な条件を付することができる。</p> <p>(権利譲渡等の禁止)</p> <p>第7条 <u>使用許可を受けた者は、その権利</u>を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は許可した目的以外に使用してはならない。</p> <p>(許可の取消し)</p> <p>第8条 市長は、<u>使用許可を受けた者</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>使用許可</u>を取り消すことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不正な行為により<u>使用許可</u>を受けたとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 <u>使用許可を受けた者は、別表第1及び別表第2</u>に定めるところにより、使用料の合計金額を納付しなければならない。この場合において、使用料の合計金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>

現行	改正案
<p><u>ればならない。</u></p> <p>(使用料の減額又は免除)</p> <p>第10条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。<u>ただし、高水ふれあいセンター本館のカラオケ設備及び入浴館を除く。</u></p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) <u>使用者の責任でない事由により、その使用を取り消したとき。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(原状回復等)</p> <p>第12条 <u>使用者は、高水ふれあいセンター本館の使用を終わったときは、直ちにこれを原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合はこの限りでない。</u></p> <p>(損害賠償)</p> <p>第13条 <u>使用者は、建物及び附属設備を汚損し、又は破損し、若しくは滅失したときは、市長の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長において損害を賠償させることが適当でない</u>と認めるときは、賠償額の全部</p>	<p>(使用料の減額又は免除)</p> <p>第10条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。<u>ただし、カラオケ設備に係る使用料はこの限りでない。</u></p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) <u>使用許可を受けた者の責任でない事由により、その使用を取り消したとき。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(原状回復等)</p> <p>第12条 <u>高水ふれあいセンターを使用する者は、その使用が終わったときは、直ちにこれを原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合はこの限りでない。</u></p> <p>(損害賠償)</p> <p>第13条 <u>高水ふれあいセンターを使用する者は、建物及び附属設備を汚損し、又は破損し、若しくは滅失したときは、市長の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長において損害を賠償させることが適当でない</u>と</p>

現行

改正案

又は一部を免除することができる。

認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

別表第3（第9条関係）

入浴館使用料

区分	単位	金額
入浴施設	1人1日につき	大人 310円
		中人 100円
		小人 50円
	1人1日の12回分の回数券	大人 3,100円
		中人 1,000円
		小人 500円

備考

- 1 大人とは12歳以上をいう。
- 2 中人とは6歳以上12歳未満をいう。
- 3 小人とは6歳未満をいう。
- 4 回数券を紛失した場合又は著しく破損した場合は無効とする。